

2 母子父子寡婦福祉資金貸付金制度の概要

目的

- 母子父子寡婦福祉資金は、配偶者のない女子又は配偶者のない男子であって現に児童を扶養しているもの等に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進することを目的としている。
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定に基づき行われている。

対象者

- ① 母子福祉資金
 - ・配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの(いわゆる母子家庭の母) ・母子・父子福祉団体 等
- ② 父子福祉資金(平成26年10月1日より)
 - ・配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの(いわゆる父子家庭の父) ・母子・父子福祉団体 等
- ③ 寡婦福祉資金
 - ・寡婦(配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことのあるもの) 等

貸付金の種類

事業開始資金、事業継続資金、修学資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、就学支度資金、結婚資金(計12種類)

貸付条件等

- ・利 子:貸付金の種類、連帯保証人の有無によって異なるが、無利子または、年利1.5%
- ・償還方法:貸付金の種類によって異なるが、一定の据え置き期間の後、3年～20年

実施主体・貸付原資の負担割合

都道府県、指定都市、中核市 (国:2/3 都道府県、指定都市、中核市:1/3)

貸付実績(平成25年度)

- ・母子福祉資金貸付金 207億3717万円(41,281件)
- ・寡婦福祉資金貸付金 5億8882万円(989件) ※貸付金の件数・金額とも約9割が、児童の修学資金関係

予算額

[27年度予算案]44.1億円